

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 8 月 3 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第9号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項 <u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u>に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (4)―(7) (略)</p> <p>(情報提供等の記録の提供先への通知) 第31条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者 <u>若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者</u> (当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項 <u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u> の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求) 第32条 (略) (1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、第7条(第3項及び第4項を除く。)若しくは第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、<u>番号法第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項</p>	<p>(定義) 第2条 (略) (1)・(2) (略) (3) 情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。 (4)―(7) (略)</p> <p>(情報提供等の記録の提供先への通知) 第31条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者 <u>又は情報提供者</u> (当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(利用停止請求) 第32条 (略) (1) 第6条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、第7条(第3項及び第4項を除く。)若しくは第7条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、<u>番号法第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項</p>

<p>に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去 (2)・(3) (略) 2・3 (略)</p>	<p>に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去 (2)・(3) (略) 2・3 (略)</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。